○鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町内の空き家を有効活用した事業所の新規開設を支援し、働く場の確保及び賑わいを創出することで地域の活性化を図るため、空き家を活用して新たに事業所を設置する者に対して、予算の範囲内において鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鏡野町補助金等交付規則（平成１７年鏡野町規則第４７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　空き家　民家等及びその敷地のうち、現に居住していない建築物（近く使用しなくなる予定のものを含む。）をいう。

（２）　事業者　会社法（平成１７年法律第８６号）上の本店（同法の適用を受けない法人事業者にあっては、同法上の本店に相当する事業所）が県外にある法人事業者及び個人事業主（税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者に限る。）をいう。ただし、以下に該当する事業を行う場合は対象外とする。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業

イ　宗教活動又は政治活動を目的とする事業

ウ　その他町長が目的に合致しないと認める事業

（３）　事業所　物の生産又はサービスの提供を事業として行う場所をいう。

（４）　移住者　岡山県外からの移住者（転勤（当該法人事業者への従業者を除く。）、結婚、進学者を除く。）で、事業所開設の時点において本町へ住民票を異動後１年以内の者とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）　法人事業者の場合は、開設する事業所で勤務する法人事業者の従業者の１名以上が、個人事業主の場合は、個人事業主が、県外からの移住者又は移住者である予定であること。

（２）　事業所開設後１週間を経過する日までの間に、事業所開設時点で４０歳未満の者を１名以上雇用期間を定めずに雇用すること。

（３）　事業所設置者及びその同一世帯員並びに事業所に勤務する者が、鏡野町暴力団排除条例（平成２３年鏡野町条例第１６号）に規定された暴力団又は暴力団員ではないこと。

（対象空き家）

第４条　補助の対象となる空き家（以下「対象空き家」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（１）　恒常的に営利目的で運用されていないこと。

（２）　賃貸借物件の場合において、当該物件が担保に供されていないこと。

（３）　過去にこの告示による補助金の交付を受けたことのない空き家であること。

（補助対象事業）

第５条　補助の対象となる事業は、対象空き家を活用して事業所を新たに開設する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすとものする。

（１）　空き家を取得し、又は賃借して事業所を開設及び運営すること。

（２）　地域の働く場の確保、賑わいの創出その他地域の活性化に資すると認められること。

（３）　開設する事業所を管理・運営する職員を置き、開設を対外的に明示していること。

（４）　事業所開設後、３年間の事業計画を策定していること。

（補助対象経費並びに補助金の額及び率）

第６条　補助対象経費並びに補助金の額及び率は、別表に定めるところによる。

２　前項の規定により計算した補助額に１万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（認定申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金認定申請書（様式第１号。以下「認定申請書」という。）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書（様式第２号）

（２）　対象空き家の整備図面

（３）　見積書等設備投資額の一覧表

（４）　決算書（最新決算年度のもの。ただし、起業者を除く。）

（５）　対象空き家の売買若しくは賃貸借契約書又はその見込みを確認できる書類

（６）　対象空き家の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し

（７）　従業者が要綱第３条第１項第１号に該当する移住者であることが確認できる書類

（８）　その他町長が必要と認める書類

２　前項の申請に当たっては、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（事業認定）

第８条　町長は、前条の規定による認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、適当と認めたときは、申請者に対し、鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金認定通知書（様式第３号）により、その旨を通知するものとする。

（認定の取消し）

第９条　町長は、前条の認定を受けた申請者（以下「認定事業者」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

（２）　この告示の規定に違反したとき。

２　町長は、前項により認定を取り消したときは、速やかに通知するものとする。

（交付申請）

第１０条　補助金の交付を申請しようとする認定事業者（以下「補助申請者」という。）は、事業の着手前に鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金交付申請書（様式第４号）に次の書類を添えて、町長に申請するものとする。

（１）　鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金認定通知書の写し

（２）　誓約書兼同意書（様式第５号）

（３）　空き家所有者の誓約書（様式第６号。賃貸借の場合）

（４）　認定申請時以降に認定申請書の記載内容の変更がある場合は、その変更内容の分かる書類

（５）　その他参考となる資料

２　前項の申請に当たっては、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定通知）

第１１条　町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金額を決定し、補助申請者に対し、鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金交付決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。なお、決定に際して、必要な条件を付すことができる。

（変更等承認申請）

第１２条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、同条の決定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）のうち、次に定める内容を変更しようとするとき、又は事業計画を中止し、若しくは取り下げようとするときは、速やかに鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金変更等承認申請書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

（１）　事業者の変更

（２）　事業実施箇所の変更

（３）　事業計画書記載の事業目的の変更

（４）　事業計画内容の主要部分以外の変更

（５）　補助金の増

（６）　事業費又は補助金の２０％を超える減

（変更等の承認）

第１３条　町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更等を適当と認めたときは、補助事業者に対し、鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金変更等承認通知書（様式第９号）により通知する。

（実績報告）

第１４条　補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了後２０日以内又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金実績報告書（様式第１０号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

（１）　事業実績書（様式第１１号）

（２）　建設概要（図面及び写真）

（３）　設備投資額の一覧表及び当該支払が確認できる書類の写し

（４）　事業所の管理・運営体制図

（５）　対象空き家に係る売買又は賃貸借契約が確認できる書類

（６）　その他参考となる資料

２　補助事業者は、前項の報告に当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助事業の対象経費から減額して提出しなければならない。

３　補助事業者は、前項の規定による報告後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（同項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第１２号）により速やかに町長に提出するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１５条　町長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金確定通知書（様式第１３号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第１６条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の確定通知書の受理後、鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金請求書（様式第１４号）を町長に提出するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第１７条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第１１条の規定による交付決定を取り消すものとする。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）　第９条各号のいずれかに該当するとき。

（３）　この告示の規定による要件を満たさなくなったとき。

（４）　その他この告示の規定に違反したとき。

２　町長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に通知するものとし、既に支払われた補助金について取消通知の日から２０日以内を期限として当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　町長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。

４　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは当該補助金の額に鏡野町税条例（平成１７年鏡野町条例第９５号）第１９条の定めるところにより計算した金額に相当する延滞金を加算して町に納付しなければならない。

５　町長は、第３項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

６　本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

（書類の保管）

第１８条　補助事業者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（補助事業の検査等）

第１９条　町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係職員に質問させることができる。

（実施体制等の変更）

第２０条　補助事業者は、代表者の変更、大幅な実施体制の変更等、補助事業の実施に影響を及ぼし得る変更をする場合、町長に速やかに報告し、その承認を受けなければならない。

（財産処分の制限）

第２１条　補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（賃貸によるものも含む。以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものについては、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄しようとするときは、鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金の対象となった財産の処分承認申請書（様式第１５号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りでない。

２　町長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

３　補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（事業実施状況の報告等）

第２２条　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して３年間は、毎年度の事業実施状況を自ら点検し、その結果を鏡野町空き家活用事業所開設支援事業実施状況報告書（様式第１６号）により、翌年度の４月３０日までに町長に報告するものとする。

（その他）

第２３条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年５月１日から施行する。

別表（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 建物改修費（事業活動に附帯して必要な設備・機械類も含む。）・通信環境整備費・事務機器等（備品費を含む。）・その他町長が必要と認めるものに係る経費いずれも、事業の用に資する設備、資産等を対象とし、個人の用に資する設備、資産等や原材料を除く。また、上記補助対象経費に係る消費税及び地方消費税を除く。 |
| 補助金の額及び率 | 補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じた額とし、１認定事業者当たりの補助限度額は、２，０００千円とする。 |